

## NPO 法人ジャパン・カインドネス協会の役員報酬の規程

### 第1条 (目的)

この規則は、これまで慣習として理事長に、協会活動に係る報酬として月 50,000 円を支払っていたが、役員報酬規約として明文化されていなかった。従って新たに役員報酬規程について定めたものである。

### 第2条 (役員報酬対象者の範囲)

役員報酬の対象者は、当面、理事長のみとします。

### 第3条 (役員報酬の金額と支払い方法)

毎月20日締、25日に50,000円の役員報酬を支払うものとする。支払い方法は、当該理事長の銀行口座に振り込むものとする。

### 第4条 (役員報酬の対象期間)

理事会において、再任又は退任の決定により、役員報酬対象者を決定する。新役員報酬対象者には、開催された理事会の次月より、役員報酬を支払うものとする。

### 第5条 (変更について)

役員報酬対象者及び金額の変更については、理事会において決定承認するものとする。又通常総会には、その旨報告する。

### (付則)

この規定は、平成15年5月1日から実施する。

## ジャパン・カインドネス協会の給与規定

### 第1条 (目的)

この規則は、就業規則第24条の規定により、職員の給与について定めたものである。

### 第2条 (給料の種類)

#### 1) 基準内賃金

・基本給

月給 常勤職員

日給 上記以外の勤務者

#### 2) 基準外賃金

・時間外手当 常勤職員以外の勤務者には、割り増しで支給する。

・通勤手当 実費

3) 一般職員の昇給その他に対する給与額は、事務局長がこれを決定する。

4) 事務局長の昇給その他の給与額の変更は、理事会の決定・承認を経て行う。

### 第3条 (基本給)

基本給は、職種及び職務の責任度に、学歴、年齢、資格、経験、技能、勤務成績を考慮して各人ごとに定める。

### 第4条 (通勤手当)

通勤のため交通機関を利用する者に対し、実費を支給する。

### 第5条 (時間外手当)

時間外手当は、就業規則第17条により、時間外労働させた場合、その勤務1時間について、次により算出した額を支給する。

(月給者の場合)

時間外労働時間分は、他日の労働時間にて調整する。

(日給者の場合)

$(日給 / 1日所定労働時間数) + (基準内賃金 / 1ヶ月所定労働時間数) \times 1.25$

### 第6条 (休日出勤)

休日出勤は、なしとします。

### 第7条 (給与締切日及び支払日)

給与は、前月21日から当月20日までとして締切計算し、毎月25日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

第8条 (途中入社者)

月給者を月の途中で雇い入れた場合、その月の給与は日割計算によって前条  
所定日にこれを支払う。

第9条 (支払方法)

- (1) 給与は、当該者の申請した銀行等の口座へ振込みにより全額支払う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払の時控除する。  
法令に定められたもの

第10条 (日割り額及び時間割額の算出方法)

1. 給与の支給にあたり、時間割計算の必要が生じたときには、次の方法による。

- (1) 月給者の場合は、

$$\text{基準内賃金} / (\text{年間所定労働時間} / 12) = \text{時間割額}$$

- (2) 日給者については、

$$1 \text{ 日分基準内賃金} / 1 \text{ 日分の所定勤務時間} = \text{時間割額}$$

2. 日割り計算の必要が生じたときは、

$$\text{前項時間割額} \times 1 \text{ 日の所定勤務時間}$$

第11条

当事務所の都合により臨時に休業した場合は、労働基準法で定められた平均賃金  
の60/100を支給する。

第12条 (昇給)

1. 昇給は、各人の能力、勤務成績その他を勘案して、毎年4月1日に行うものとする。
2. 必要と認めたときは、臨時昇給を行うことがある。

第13条 (賞与の支給)

月給者への賞与は、行わないことを原則とします。

ただし特別の事情があるときは、月給者に対して特別賞与を支給するときがある。

附 則

この規定は、平成24年11月1日から実施する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会	事業年度	令和1年9月1日～令和2年8月31日
-----	------------------------	------	--------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
賛助会員受取会費	90,000円
受取寄付(法人より)	26,474,862円
受取寄付(個人より)	19,600円
事業収入(POP代)	321,950円
受取補助金	100,000円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	27,006,412円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
	1,500,600円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,002,457 円	寄付金
		5,331,139 円	寄付金
		3,711,599 円	寄付金
		3,352,420 円	寄付金
		3,112,574 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,157,000 円	事務所家賃
		600,000 円	業務委託費
		592,200 円	システム管理料
		462,616 円	大型プリンタ購入他
		300,000 円	在宅ワーク用 PC3 台

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4人	9,233,757円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
別紙の通り				円
. .				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
. .	なし	円
. .		円

書式第17号 (法第55条関係)

6 支出した寄附金に関する事項 (◎支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日)

法人名		特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会		
支払年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
1	令和2年2月10日		活動支援	852,338円
2	令和2年2月10日		活動支援	747,958円
3	令和2年2月10日		活動支援	510,172円
4	令和2年2月10日		活動支援	334,071円
5	令和2年2月10日		活動支援	280,792円
6	令和2年2月10日		活動支援	192,075円
7	令和2年2月10日		活動支援	144,575円
8	令和2年2月10日		活動支援	141,016円
9	令和2年2月10日		活動支援	129,068円
10	令和2年2月10日		活動支援	119,819円
11	令和2年2月10日		活動支援	81,574円
12	令和2年2月10日		活動支援	45,759円
13	令和2年2月10日		活動支援	43,856円
14	令和2年2月10日		活動支援	43,588円
15	令和2年2月10日		活動支援	43,531円
16	令和2年2月10日		活動支援	41,190円
17	令和2年2月10日		活動支援	40,434円
18	令和2年2月10日		活動支援	38,402円
19	令和2年2月10日		活動支援	32,124円
20	令和2年2月10日		活動支援	31,298円
21	令和2年2月10日		活動支援	25,496円
22	令和2年2月10日		活動支援	23,264円
23	令和2年2月10日		活動支援	22,047円
24	令和2年2月10日		活動支援	14,083円
25	令和2年2月10日		活動支援	13,421円
26	令和2年2月10日		活動支援	11,532円
27	令和2年2月10日		活動支援	9,731円
28	令和2年2月10日		活動支援	8,122円
29	令和2年2月10日		活動支援	6,938円
30	令和2年2月10日		活動支援	4,607円



法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会
-----	------------------------

	支払年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
31	令和2年2月10日			活動支援	4,501円
32	令和2年2月10日			活動支援	3,414円
33	令和2年2月10日			活動支援	3,406円
34	令和2年2月10日			活動支援	3,344円
35	令和2年2月10日			活動支援	2,950円
36	令和2年2月10日			活動支援	2,663円
37	令和2年2月10日			活動支援	2,577円
38	令和2年2月10日			活動支援	1,868円
39	令和2年2月10日			活動支援	1,208円
					小計 (No. 1~39)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会
-----	------------------------

	支払年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
40	令和2年8月7日			活動支援	652,431円
41	令和2年8月7日			活動支援	568,704円
42	令和2年8月7日			活動支援	412,196円
43	令和2年8月7日			活動支援	251,989円
44	令和2年8月7日			活動支援	163,682円
45	令和2年8月7日			活動支援	161,890円
46	令和2年8月7日			活動支援	112,617円
47	令和2年8月7日			活動支援	110,759円
48	令和2年8月7日			活動支援	105,367円
49	令和2年8月7日			活動支援	96,649円
50	令和2年8月7日			活動支援	64,793円
51	令和2年8月7日			活動支援	39,684円
52	令和2年8月7日			活動支援	38,665円
53	令和2年8月7日			活動支援	38,068円
54	令和2年8月7日			活動支援	37,717円
55	令和2年8月7日			活動支援	35,603円
56	令和2年8月7日			活動支援	30,469円
57	令和2年8月7日			活動支援	26,417円
58	令和2年8月7日			活動支援	25,882円
59	令和2年8月7日			活動支援	25,143円
60	令和2年8月7日			活動支援	20,576円
61	令和2年8月7日			活動支援	17,968円
62	令和2年8月7日			活動支援	15,056円
63	令和2年8月7日			活動支援	12,604円
64	令和2年8月7日			活動支援	12,300円
65	令和2年8月7日			活動支援	9,489円
66	令和2年8月7日			活動支援	7,468円
67	令和2年8月7日			活動支援	5,363円
68	令和2年8月7日			活動支援	4,999円
69	令和2年8月7日			活動支援	3,154円
70	令和2年8月7日			活動支援	2,948円
71	令和2年8月7日			活動支援	2,891円
72	令和2年8月7日			活動支援	2,398円

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会
-----	------------------------

	支払年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
73	令和2年8月7日			活動支援	2,365円
74	令和2年8月7日			活動支援	1,965円
75	令和2年8月7日			活動支援	1,936円
76	令和2年8月7日			活動支援	1,243円
77	令和2年8月7日			活動支援	768円
78	令和2年8月7日			活動支援	398円
			小計 (No. 40~78)		3,124,614円
			合計		7,183,426円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・ジャパン協会	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和1年9月1日～ 令和2年8月31日	14人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等							

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい						

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ジャパン・カインドネス協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		14人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
松谷 高顕		理事長		0						就任 平成15年5月8日
中田 利明		理事		0						就任 平成15年5月8日
津田 浩一		理事		0						就任 平成15年5月8日
村山 伸一		理事		0						就任 平成19年12月1日
樋山 真一		理事		0						就任 平成19年12月1日
津山 仁志		理事		0						就任 平成23年12月1日
前田 定男		理事		0						就任 平成25年12月1日
村山 壽明		理事		0						就任 平成25年12月1日
小川 友一		理事		0						就任 平成23年12月1日
高野 秀一		理事		0						就任 平成21年12月1日
佐々木 義明		理事		0						就任 平成26年12月1日
亀岡 加奈枝		理事		0						就任 平成30年9月1日

久力 和夫		理事		0								就任 平成 30 年 12 月 1 日
岩城 康雄		監事		0								就任 平成 28 年 9 月 1 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	随時	7年
貸金台帳	給与会計ソフト使用 ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生）使用	随時	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。



## 認定基準等チェック表(第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会						チェック欄	
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○	
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
イ								
項	目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	無						
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	無						
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	無						
ロ								
項	目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
	役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	無						
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	無						
	役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	無						
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	無						

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネシア
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
無						
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td></td> <td>設立年月日</td> <td></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1  役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ  認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ  禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ  特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二  暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2  認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3  定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4  国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5  国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6  次のいずれかに該当する法人 イ  暴力団 ロ  暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
二	暴力団の構成員等の有無	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	いいえ